

総量削減基本方針（瀬戸内海） 対照表

第8次総量削減基本方針	第7次総量削減基本方針	第8次水質総量削減の在り方答申	第7次水質総量削減の在り方答申
(略)	(略)		
1 削減の目標 (略)	1 削減の目標 (略)		
2. 目標年度 目標年度は平成 <u>31</u> 年度とする。	2. 目標年度 目標年度は平成 <u>26</u> 年度とする。		
<p>3. 汚濁負荷量の削減の方途 大阪湾においては、<u>窒素及びりん</u>の環境基準の達成状況を勘案しつつ、<u>特に有機汚濁を解消する</u>ことを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化<u>させない</u>ことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。</p>	<p>3. 汚濁負荷量の削減の方途 大阪湾においては<u>さらに海域の水環境改善を図る</u>ことを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては現在の水質から<u>の悪化を防ぐ</u>ことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。</p>	<p>(1) 汚濁負荷削減対策 (略) <u>ア</u> 水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、第<u>8</u>次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。具体的には、以下に掲げる各種対策が考えられ、関係者、関係機関の協力を得つつ推進することが必要である。 <u>なお、大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から必要な対策を推進することが必要である。</u></p>	<p>(1) 汚濁負荷削減対策 (略) 水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾においては、第<u>7</u>次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。(略)</p>

第8次総量削減基本方針	第7次総量削減基本方針	第8次水質総量削減の在り方答申	第7次水質総量削減の在り方答申
<p>(1) <u>生活排水について</u>、地域の実状に応じ、<u>下水道</u>、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備<u>及び</u>高度<u>処理化</u>、適正な<u>施設維持管理等</u>の対策を計画的に推進すること。</p> <p>加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。</p> <p>(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減<u>対策</u>の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。</p> <p>また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、<u>上乗せ排水基準</u>の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</p>	<p>(1) <u>下水道整備を促進するほか</u>、地域の実状に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備<u>を進めるとともに</u>、<u>生活排水処理の高度化及び</u>適正な維持管理の<u>推進等の生活排水</u>対策を計画的に推進すること。</p> <p>加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること</p> <p>(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減の<u>取組</u>実績と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。</p> <p>また、小規模特定事業場、未規制事業場等について上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</p>	<p>(ア) 生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、<u>引き続き</u>、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、窒素及びりんに係る汚濁負荷削減のため<u>の</u>高度処理化を推進する。加えて、合流式下水道については、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。</p> <p>(イ) 指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、<u>7</u>次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。</p> <p>(ウ) 総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。</p>	<p>・生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。<u>また</u>、窒素及びりんに係る汚濁負荷削減のため<u>に</u>高度処理化を推進する。加えて、合流式下水道については、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。</p> <p>・指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、<u>6</u>次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。</p> <p>・総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。</p>

第8次総量削減基本方針	第7次総量削減基本方針	第8次水質総量削減の在り方答申	第7次水質総量削減の在り方答申
<p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。</p> <p><u>(4) 大阪湾を除く瀬戸内海においては、地域における海域利用の実情を踏まえ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進すること。</u></p>	<p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理や高度利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。</p>	<p><u>(エ)</u> 農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。</p> <p>畜産農業については、家畜排せつ物処理施設や指導體制の整備による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等を推進する。</p> <p><u>(オ)</u> 養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。</p> <p><u>イ 大阪湾を除く瀬戸内海においては、生活排水対策を進め、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施していく必要がある。</u></p> <p><u>また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、例えば栄養塩類に着目した下水処理場における季節別運転管理など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進していく必要がある。</u></p>	<p>・農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、<u>有機農業への参入促進、地域でまとまって</u>環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進する。</p> <p>・畜産農業については、家畜排せつ物処理施設の<u>補完的又は性能向上を目指した整備</u>や、指導體制の整備等による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等の<u>高度利用等</u>を推進する。</p> <p>・養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。</p>

第8次総量削減基本方針	第7次総量削減基本方針	第8次水質総量削減の在り方答申	第7次水質総量削減の在り方答申
<p>(5) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。</p>	<p>(4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。</p>		
<p>4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項</p> <p>(1) <u>干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ</u>、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。</p> <p>(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。</p> <p>(3) <u>底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため</u>、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、<u>周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ</u>推進を図ること。</p> <p>(4) <u>貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について</u>、<u>周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。</u></p>	<p>4. その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>(1) 残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生の推進を図ること。</p> <p>(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。</p> <p>(3) 浚渫や覆砂等の底質改善対策の推進を図ること。</p>	<p>(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等</p> <p>(ア) 水質浄化機能等を有する多くの干潟・藻場が失われてきているため、今後、<u>干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ</u>、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出を推進する必要がある。</p> <p>(イ) 水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩類のみを吸収させて生育させる藻類養殖、人為的には餌を与えずに自然にある懸濁物質やプランクトンを餌として生育させる貝類養殖等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源管理計画等により、水生生物の安定的な漁獲を一層推進する必要がある。</p> <p>(ウ) 底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため、浚渫や覆砂等の底質改善対策について、<u>周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ</u>推進していく必要がある。</p> <p>(エ) 海砂等の採取跡である大規模な窪地は、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ、今後も引き続き</p>	<p>(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等</p> <p>水質浄化機能等を有する多くの干潟・藻場が失われてきているので、今後、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生を推進する必要がある。</p> <p>また、水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩だけを吸収させて生育させる藻類養殖、人為的には餌を与えずに自然にある懸濁物質、プランクトンを餌として生育させる貝類養殖等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源回復計画などにより、水生生物の安定的な漁獲を一層推進する。</p> <p>また、底質からの栄養塩類の溶出を抑制するため、浚渫や覆砂等の底質改善対策を推進していく必要がある。</p> <p>加えて、指定水域においては、海砂等の採取跡である大規模な窪地が点在しており、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている。このため、大規模な窪地の埋戻しによる周辺海域</p>

第8次総量削減基本方針	第7次総量削減基本方針	第8次水質総量削減の在り方答申	第7次水質総量削減の在り方答申
<p><u>(5) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。</u></p> <p><u>(6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。</u></p> <p><u>(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善</u>に関し必要な諸施策を講ずること。</p>	<p><u>(4) その他汚濁負荷量の総量の削減</u>に関し必要な諸施策を講ずること。</p>	<p>埋戻しを実施していく必要がある。</p> <p><u>(オ) 水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める必要がある。</u></p> <p><u>(カ) このような対策の実施に当たっては、国や地方公共団体等の関係行政機関はもちろん、NPOや漁業者、企業など地域の多様な主体が有機的に連携して総合的に取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に応じてそのための仕組みづくり等を進めていく必要がある。</u></p> <p><u>(キ) このような対策を実施する者(NPOや漁業者、企業など)に対し、その活動が促進されるよう、必要な支援に努める必要がある。</u></p>	<p>の水環境の改善効果を把握・評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを実施していく必要がある。</p>
<p>(参考) (略)</p>	<p>(参考) (略)</p>		